

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年2月2日

月 曜 日

第 3866 号

目 次

告 示

○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度	1
○指定障害児通所支援事業者の指定	2
○指定障害福祉サービス事業者の指定	3
○合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区	
○第46期富山県労働委員会委員候補者の推薦	4
○道路の区域変更	7
○道路の供用開始	

告 示

富山県告示第38号

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成27年 2 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

単 位 区 域 名	保 安 林 の 種 類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174:96
	土砂流出防備保安林	267:62
黒 部 川	水源かん養保安林	291:00
	土砂流出防備保安林	1, 111:34
片 貝 川	水源かん養保安林	267:28
	土砂流出防備保安林	428:06

早 月 川	水源かん養保安林	219:70
	土砂流出防備保安林	231:41
常 願 寺 川	水源かん養保安林	392:56
	土砂流出防備保安林	553:80
神 通 川	水源かん養保安林	667:26
	土砂流出防備保安林	510:90
	干 害 防 備 保 安 林	5:92
庄 川	水源かん養保安林	287:06
	土砂流出防備保安林	1,024:93
城 端 地 区	水源かん養保安林	170:48
	土砂流出防備保安林	48:36
小 矢 部	水源かん養保安林	374:14
	土砂流出防備保安林	48:74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	14:96
	土砂流出防備保安林	3:54
計	水源かん養保安林	2,859:40
	土砂流出防備保安林	4,228:70
	干 害 防 備 保 安 林	5:92
合 計		7,094:02

富山県告示第39号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成27年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	平成27年 2月1日	1650200072	アスイコ合 同会社	高岡市大坪 町四丁目48 番地1	そら	高岡市大坪 町四丁目48 番地1

富山県告示第40号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福 祉サービスの 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
短期入所	平成27年2 月1日	1610700161	アイ福祉サ ポート株式 会社	黒部市生地 芦区34番地	富山型デイ サービスし ばんぼの里 「こもれび」	黒部市生地 芦区34番地

富山県告示第41号

合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第1項の規定による黒部川左岸土地改良区、布施川土地改良区の合併により、黒部川左岸土地改良区は定款を変更して合併後存続し、布施川土地改良区は解散した。

平成27年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第42号

第46期富山県労働委員会委員候補者の推薦について

第45期富山県労働委員会委員の任期が平成27年3月31日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、第46期富山県労働委員会委員を任命するため、推薦資格のある労働組合及び使用者団体から、それぞれ労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）又は使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）の候補者の推薦を次の要領によって求める。

平成27年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 推薦団体資格

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、富山県労働委員会により法第2条及び第5条第2項の規定に適合することが立証された労働組合であること。
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

なお、労働組合にあつては、政令第21条第3項に規定する法の規定に適合する旨の証明書を添付すること。

4 推薦期間

平成27年2月2日から同年3月3日まで

5 推薦書類の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働雇用課

別記様式

(労働者委員候補者の推薦の場合)

年 月 日					
富山県知事		殿			
所 在 地					
労働組合法					
代表者名					
印					
富山県労働委員会委員候補者の推薦について					
労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の労働者 を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。					
氏 名	生年月日	住 所	所属労働組 合の名称及 び地位	所属会社・ 工場の名称 及び地位	経 歴

(使用者委員候補者の推薦の場合)

年 月 日

富山県知事 殿

所 在 地

使用者団体名

代表者名

印

富山県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	住 所	所属会社・工場の 名称及び地位	経 歴

富山県告示第43号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 福平石田線	黒部市岡 668番5から	変更前		最大 11.7 最小 11.7	6.8	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市岡 668番5まで	変更後		最大 14.1 最小 11.7	6.8	
県道 魚津生地入善 線	黒部市岡 668番6から	変更前		最大 16.2 最小 8.9	25.8	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市岡 668番3まで	変更後		最大 16.2 最小 9.9	25.8	
県道 戸出高岡線	高岡市上北島 259番1地先 から 高岡市上北島 258番3地先 まで	変更前	A	最大 9.4 最小 5.4	26.2	高岡土木 センター
	高岡市上北島 259番1地先 から 高岡市上北島 123番1地先 まで	変更後	A・ B	最大 9.4 最小 5.4	141.3	

富山県告示第44号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年2月2日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 福平石田線	黒部市岡 668番5から 黒部市岡 668番5まで	平成27年2月2日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 魚津生地入善 線	黒部市岡 668番6から 黒部市岡 668番3まで	平成27年2月2日	新川土木 センター 入善土木 事務所